

千葉市とソフトバンク株式会社及び MONET Technologies 株式会社との 近未来技術の実装に向けた包括連携協定書

千葉市(以下「甲」という。)、ソフトバンク株式会社(以下「乙」という。)及び MONET Technologies 株式会社(以下「丙」という。)は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、それぞれが有する資源や技術を活かし、千葉市をフィールドとする近未来技術の実装を推進することにより、社会課題の解決、地域の活性化や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 次世代モビリティサービスの推進に関すること
- (2) 先端技術の活用によるスマートシティ化に関すること
- (3) ICTを活用したスマート公共サービスに関すること
- (4) 先進的な教育の振興に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が合意する事項に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社を実施させることができるものとする。

(確認事項)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること、並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に開示される情報に係る全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 8月22日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 副社長執行役員 兼 CTO 宮川 潤一

丙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
MONET Technologies 株式会社
代表取締役副社長 兼 COO 柴尾 嘉秀